

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

広島ガス株式会社

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関する意見

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 20 日に公表されました、企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準（案）」および「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」につきまして、別紙のとおり、弊社としての意見、要望を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

<別 紙>

(質問4) 重要性等に関する代替的な取扱い(収益認識適用指針案第91項から第102項)に関する質問

本公開草案におけるIFRS第15号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【回 答】

同意いたします。

ガス事業においては、毎月のガス販売量について検針日を設定して計測し、ガス販売量に応じた販売単価を適用することで収益認識を行っております。「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」適用後においても、この取扱いを継続できる「代替的な取扱い」として措置を講じていただきたく、以下のとおり要望いたします。

【要望内容】

- ・ガス事業者は、従前、ガス事業法の規制の下、ガスの使用者の利益確保とガス事業の健全な発展を図るため、効率的な経営により適正な原価を適正な料金で回収することで、高い公共性を維持しつつ、より効率的な経営努力によりガス料金の値下げを行ってまいりました。この理念は、平成29年4月からの小売全面自由化後も変わらず、適正かつ競争力のあるガス料金の算出のもととなるガス販売量の計測を、全ての需要家に対して月末時点で一斉に行うのではなく、月間で分散検針することで、より正確なガス販売量の計測を行っております。それゆえ、ガス販売量に係る収益は、法人税法上での収益計上基準として認められており、これらを拠り所として、会計上でも「検針日基準」による収益計上が適用されてきたものと認識しております。
- ・今回、公表されました収益認識に係る会計基準(案)では、ガス小売供給契約において、契約期間にわたってガス供給義務が発生し、お客さまからの需要と事業者の供給との間で履行義務が充足されることを勘案しますと、「一定の期間にわたり充足される履行義務」の要件に該当するのではないかと認識しております。それゆえ、検針時にガス販売量を測定している実態から、月末日時点で一斉に検針するためのインフラが整備されていない状況下では、検針日から月末日までのガス売上を見積計上する必要性が生じるものと考えております。
- ・しかしながら、ガス売上の見積りは、気温や水温の変動によるガス販売量への影響やお客さまの生産ラインの稼働状況等により、検針日から月末日までのガス販売量を見積もることは容易ではありません。殊に3月決算会社である弊社にとって、需要期である冬場や春先は、水温と気温の変動により、暖房や給湯等の熱需要に与える変動影響が大きく、見積りが極めて難しいと考えます。加えて、見積り部分に適用されるガス販売単価につきましても、例えば、需要の大半を占める家庭用のケースでは、複数二部料金制が適用されており、検針により各お客さまへのガス販売量を確定させなければ、従量料金部分に係るガス販売単価を選定することはできず、見積りの不確実性は想像以上に大きいものと認識しております。また、ガス販売量を過大に見積もり、業績を良く見せる恣意性を排除するための方策も必要となります。
- ・現行の検針方法は、一定の区域ごとにロットを組んで定期的かつ高い頻度で行っており、会計期間と検針期間のずれは小さく、検針日と次回の検針日の間との日数は暦に等しいことから、影響の重要性は極めて軽微であり、むしろ「検針日基準」によるガス販売量の計測は、不確実性のある見積りよりも精度は高いものと考えます。
- ・上記の点をご配慮いただき、ガス小売供給契約に係る収益認識につきましては、従来の「検針日基準」を適用指針(案)における代替的な取扱いとしていただきたいと思います。

以 上